愛媛県認知症施策推進会議ワーキンググループ
「若年性認知症自立支援ネットワーク会議」設置要領

（設置）

第１条　愛媛県認知症施策推進会議設置要綱（平成２４年２月１日制定。以下「要綱」という。）第７条の規定に基づき、若年性認知症に関する事項について検討するため、愛媛県認知症施策推進会議にワーキンググループ「若年性認知症自立支援ネットワーク会議」（以下「WG」という。）を設置する。

（任務）

第２条　WGは、次の事項について検討する。

(1) 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
(2) 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
(3) 若年性認知症の人への支援に質する福祉サービス等の資源に係る情報発信
(4) 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るための啓発
(5) その他若年性認知症の人への支援に質する事業

（組織等）

第３条　WGは、別紙のとおり組織する。

２　WGに座長を置き、WG構成員の互選により選任する。

３　WGの会議は、必要に応じ座長が招集する。

４　座長は、必要があるときは、WGの会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（任期）

第４条　WG構成員の任期は、第２条に定める事項の審議が終了するまでとする。

（庶務）

第５条　WGの庶務は、保健福祉部生きがい推進局長寿介護課において処理する。

（雑則）

第６条　要綱及びこの要領に定めるもののほか、WGの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は平成２８年７月２８日から施行する。

（招集の特例）

２　この要領の施行日以後最初に開催されるWGは、第３条第３項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。

附　則

この要領は平成３０年１月１０日から施行する。

附　則

この要領は平成３０年１２月２６日から施行する。

附　則

この要領は令和元年１０月４日から施行する。

附　則

この要領は令和２年１０月７日から施行する。

附　則

この要領は令和３年９月２８日から施行する。

附　則

この要領は令和４年７月２２日から施行する。

附　則

この要領は令和５年７月６日から施行する。

附　則

この要領は令和６年７月 17 日から施行する。

附　則

この要領は令和７年７月 14 日から施行する。

附　則

この要領は令和８年７月 23 日から施行する。